

には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(3)事業者は、事故が生じた際には、その原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

10 相談窓口、苦情対応

○当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 相談窓口	電話番号 : 0977-27-1515 ファックス番号 : 0977-27-1516 相談責任者 : 小田 剛正
-----------	--

○当事業所以外に次の機関の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

別府市 高齢者福祉課	住所 : 別府市上野口町1番15号 電話番号 : 0977-21-1111
日出町 健康増進課	住所 : 日出町日出2974番地の1 電話番号 : 0977-73-3111
大分県 国民健康保険団体連合会	住所 : 大分市大手町2丁目3番12号 電話番号 : 097-534-8475

11 その他

次の掲げる事項が生じた場合は、当事業所に速やかに連絡してください。

- (1) 事前に居宅介護支援事業者を通じて調整を行わずに、居宅サービス計画外のサービスを受けた場合。
- (2) 計画対象期間中に、
 - 入院、入所した場合。(退院が予定されている場合も)
 - 被保険者証の記載内容に変更(住所変更等)が生じた場合。
 - 要介護認定の申請(のうち、更新申請、区分変更申請、サービスの種類指定変更申請)を行った場合。
 - 要支援状態と認定された場合。
 - 各種の利用負担減免に関する決定等に変更等が生じた場合。
 - 生活保護を開始または廃止する場合。
 - 公費負担医療の受給資格を取得または喪失した場合。
- (3) 事業者やサービスの種類が、居宅サービス計画と異なることとなる場合。
- (4) 居宅サービス計画に記載されていない短期入所介護の利用にあたっては、利用前に、居宅介護支援事業者にその旨連絡してください。なお、やむを得ず連絡なしに利用した場合も、遅くとも月末までには連絡してください。
- (5) 居宅介護支援事業者への上記の連絡を行わなかった場合は、法定代理受領の取扱いができません。